

Title	多数国間環境保護条約の実効性 : 「政策過程としての法」 試論
Author(s)	遠井, 朗子
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/46560">http://hdl.handle.net/11094/46560</a>
DOI	
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

氏名	遠井 朗子
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 19973 号
学位授与年月日	平成 18 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科公法学専攻
学位論文名	多数国間環境保護条約の実効性－「政策過程としての法」試論－
論文審査委員	(主査) 教授 黒澤 満 (副査) 教授 松本 和彦 教授 大久保規子

#### 論文内容の要旨

現代国際法は伝統的な国際法とは異なり、国際社会全体の共通利益を認め、その実現を図るための法制度を含むようになってきた。多数国間環境保護条約はそのひとつであり、共通の政策課題への対処として設立され、資源利用の制限と規制に伴う費用負担の配分を決定し、締約国の行為の継続的な評価・検討を行うことにより、条約目的の達成を目指す制度として機能する。

このような規制の性質に、公法的な国際法秩序の萌芽を読みとる見解もあるが、ここで「公法的」な属性とは、対世的かつ垂直的な権力基盤の存在（あるいはその可能性）を前提とする概念ではない。その作動は第一義的には締約国の自発的協力に依存し、制度の決定は open-ended な討議を通して行われる。

このような条約の実践は、国際法学者のみならず、国際関係論の研究者らの関心呼び、学際的な共同研究が進められた。社会科学的方法に基づく「遵守論」は、「書かれた法」としての条約それ自体ではなく、条約が生み出す社会関係としてのレジームへの関心を生起し、従来の国際法では不可視とされていたインフォーマルな制度や、国家以外の多様な行為主体の役割を視野に入れる新たな研究の可能性を開いた。しかし、国際法の多様な意味作用を軽視し、法の効果を国家の行動の外的観察に基づいて「科学的に」評価しようとする試みは、国際法学の自己認識に動揺をもたらすために、遵守論には、強い反発が示されて、機能的な条約体制の説明枠組みとなる規範論の考察は深められていない。

では、国際社会の共通利益を保護法益とし、共通の政策課題への対処として設立された条約において、受範者の遵守を促進する「規範意識」はいかにして醸成されるのか。本稿の目的は、このように、公共的な政策過程として設立された条約に適合的な法理解の方法を、制度の運用 (operation) という側面から考察することである。ここで制度とは、条約に基づいて設立され、自律的に機能する組織的な活動の体系である。制度を介することにより、条約が「強制なき法」として機能するのはなぜか。また、この政策過程としての法において、法的統制はどのように行われるのか。このような問題について、考察を行っていく。

第 1 章では、このような条約が、可変的で多層的なグローバル・ガバナンスというダイナミズムの一部を成し、社会関係の秩序維持と秩序移行という二重の役割を果たすこと、そこでは法と政策が融合するという視点が妥当することを論じ、政策過程としての法の意義と課題を検討する。第 2 章と第 3 章では、モントリオール議定書の運用過程の実証的検討により、多数国間環境保護条約における法過程と政策過程の融合を明らかにする。第 4 章では、主な環境

保護条約を横断的に調査し、(不)遵守手続の導入が一般化し、手続の内容が多様に機能分化している現状を明らかにする。第5章では、国際法学と国際関係論との領域横断的研究(interdisciplinary studies)を概観し、条約の遵守という主題へのさまざまなアプローチを評価する。第6章では、条約の制度的構成及び運用過程への国際環境法原則の反映とその妥当性を検討する。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、現代国際法において、国際社会全体の共通利益を認めその実現を図る法制度を研究するものであり、国際社会の共通利益を保護法益とし、共通の政策課題への対処として設立された条約について、具体的には多数国間環境保護条約を取り上げ、条約の遵守を促進する規範意識はいかにして醸成されるかを検討するものである。その方法は、遵守の基礎を制裁に置く伝統的な法形式主義ではなく、法と政策の融合を視野に入れ、国際社会の共通利益の追求の実現という公益性や将来志向の法として分析する。

第1章では、国際社会の共通の危機への対処として設立された多数国間条約が、グローバル・ガバナンスというダイナミズムの一部を構成し、政策過程としての法として機能していることを指摘する。

第2章では、モントリオール議定書の運用過程のうち、締約国会合における法定立の統制を考察し、法定立および法の明確化における締約国会合の集権化は慎重に回避され、交渉過程の合理的な統制により、動態的な法定立が行われていることを明らかにする。

第3章では、モントリオール議定書の運用過程のうち、不遵守手続きの運用過程を検討し、その問題は違反ではなく不遵守として取り扱われ、環境保護条約では、法を静態的なルールとみる法実証主義的な法認識ではなく、法を問題解決の過程とみる機能的な法認識が妥当すると結論する。

第4章は、主要な環境保護条約を横断的に調査し、不遵守手続きの導入が一般化し、手続きの内容が多様に機能分化している現状を明らかにし、いずれも締約国の自発的遵守の促進を目的とした援助と助言を基調としていることを指摘する。

第5章は、国際法学と国際関係論との領域横断的研究を概観し、条約の遵守という主題へのさまざまなアプローチを評価し、合理的選択論に基づく制度主義者の遵守へのアプローチを、機能的な条約制度の分析枠組としては十分でないと批判的に検討する。

第6章は、国際環境法の法原則の一つである「共通であるが差異ある責任原則」をモントリオール議定書多数国間基金の執行プロセスの分析から検討し、その規範的要請を満たすには、その基礎となる衡平性の概念を再定義し、より途上国のニーズに配慮した援助が必要となると結論する。

本論文は、伝統的な主権国家の利益調整の法としての国際法ではなく、国際社会全体の共通利益を認めてその実現を図る新たな国際法の領域を分析対象とし、特にその実効性の確保である遵守について、政策過程としての法という新たな観点から分析するものであり、さまざまな国際法理論のみならず、国際関係論の理論をも取り入れた画期的な試みであり、国際法の新たな進展を新たな角度から分析することにより、この種の法の実効性の根拠を明らかにしている。この研究は国際法学界に対する貴重な貢献となっており、博士(法学)を授与するのに十分なレベルに達しているものと、審査員全員が判断した。